

## 大津市私道整備工事補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、私道の整備工事を行う者に対して、予算の範囲内において私道整備工事補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって本市における私道整備を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「公道」とは、次の各号のいずれかに該当する道をいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条に規定する道路
- (2) 前号に掲げるもののほか、公法人により道路として一般交通の用に供されている道（法定外道路を除く。）
- (3) 幅員の一部が前2号に掲げる道路又は道によって構成されている道

2 この要綱において「私道」とは、公道以外の道であって、常時一般交通の用に供されているものをいう。

3 この要綱において「整備工事」とは、次の各号のいずれかに該当する工事をいう。

- (1) 舗装工事（未舗装の路面を新たに舗装するものに限る。）
- (2) 舗装の補修工事（新たに舗装され、又は補修されてから5年以上経過した箇所の補修を行う工事であって、その工事面積が10平方メートル以上のものに限る。）
- (3) 側溝（流末処理が講じられているものに限る。次号において同じ。）の新設工事
- (4) 側溝の補修工事（通水を確保するために必要な補修を行うものに限る。）

### (補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当する私道の整備工事とする。

- (1) 延長が10メートル以上で、かつ、幅員が1.2メートル以上であるもの
- (2) 両端のうち少なくとも一方が、公道又は舗装された主要な私道に接続しているもの
- (3) 沿道に、独立して居住の用に供することができる家屋が現に2以上建築されているもの

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となるものは、補助対象工事を行う私道の敷地が接する家屋に居住する者（現に居住していないが補助対象工事完了後遅滞なく居住することが確実であると市長が認める者を含む。）又は当該私道のある地域において組織されている自治会とする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、補助対象工事に要する費用（支障物件の移転費用及び在来施設の撤去費用を除く。以下この項において同じ。）として市長が別に定めるところにより算定した額（以下「標準工事費」という。）の2分の1に相

当する額（補助対象工事に要する費用が標準工事費に満たないときは、当該補助対象工事に要する費用の2分の1に相当する額）とする。ただし、1,000,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（交付申請書）

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市私道整備工事補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 構造図（補助対象工事が第2条第3項第3号又は第4号に掲げるものに該当する場合に限る。）
- (4) 横断図（補助対象工事が第2条第3項第3号又は第4号に掲げるものに該当する場合に限る。）
- (5) 補助対象工事を行う私道の敷地について所有権、借地権、地上権、地役権、抵当権等の権利を有するもの（以下「権利者」という。）に関する調書（様式第2号）
- (6) 権利者の承諾書（担保権者を除く。）（様式第3号）
- (7) 誓約書（様式第4号）
- (8) 工事費用見積書
- (9) 登記事項証明書（全部事項証明書）
- (10) 公図
- (11) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市私道整備工事補助金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

3 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市私道整備工事補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（工事変更の申請等）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「工事施行者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、大津市私道整備工事変更承認申請書（様式第7号）を、当該申請に係る書類を添付して、市長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 補助対象工事を中止し、又は延期しようとするとき。
- (2) 補助対象工事の内容を変更しようとするとき。
- (3) 工事施行者又は工事請負人を変更しようとするとき。
- (4) その他補助金交付申請書記載事項を変更しようとするとき。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、大津市私道整備工事変更承認決定通知書（様式第8号）により、当該工事施行者に通知するものとする。

（工事の完了届）

第9条 工事施行者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに大津市私道整備工事完了届（様式第9号）及び支払完了報告書（様式第9号の2）を市長に提出しなければならない。

（完了検査）

第10条 市長は、前条の届を受理したときは、速やかに当該補助対象工事の完了検査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による完了検査の結果、当該補助対象工事が補助金の交付決定の条件に適合しないと認めるときは、工事施行者に対して補正を命じることができる。

3 前条及び第1項の規定は、前項の規定により補正を命じられて施行した工事について準用する。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条第1項の規定（同条第3項において準用する場合を含む。）による完了検査及び支払完了報告書等の書類の審査の結果、当該補助対象工事が補助金の交付決定の条件に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、大津市私道整備工事補助金交付確定通知書（様式第10号）によりその旨を工事施行者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、当該補助対象工事が補助金の交付決定の条件に適合していないが、その施行状況が良好であると認めるときは、当該補助金交付決定額の一部を補助金として交付することができる。

（交付請求書）

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市私道整備工事補助金交付請求書（様式第11号）とする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、工事施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 工事予定期間内に補助対象工事に着手しないとき。
- (3) 補助対象工事を中止したとき。
- (4) 補助金の交付決定の条件に従わないとき。

(5) その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、大津市私道整備工事補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により工事施行者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、当該補助工事施行者に対し、大津市私道整備工事補助金返還通知書（様式第13号）により、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（生活保護法による被保護者に係る特別措置）

第15条 市長は、補助対象工事に関して、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者がその費用について負担すべき義務を負う場合にあっては、別に定めるところにより、当該被保護者が負担すべき額を負担することができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。
- 2 改正後の大津市私道整備工事補助金交付要綱第4条及び第5条の規定は、平成31年度以後に交付する補助金について適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

大津市私道整備工事補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所  
氏名

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市私道整備工事補助金の交付について次のとおり申請します。

補助年度	年度				
補助事業の名称					
補助事業の目的 及び内容					
補助事業の経費所要額	円				
交付申請金額	円				
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手	年	月	日	
	完 了	年	月	日	
工事請負人					
工事施行場所	大津市				
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 舗装工事				<input type="checkbox"/> 側溝の新設工事
	<input type="checkbox"/> 舗装の補修工事				<input type="checkbox"/> 側溝の補修工事
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図				<input type="checkbox"/> 平面図
	<input type="checkbox"/> 横断図				<input type="checkbox"/> 構造図
	<input type="checkbox"/> 権利者に関する調書				<input type="checkbox"/> 権利者の承諾書
	<input type="checkbox"/> 誓約書				<input type="checkbox"/> 工事費用見積書
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書				<input type="checkbox"/> 公図
	<input type="checkbox"/> その他				

様式第2号（第6条関係）

## 権利者に関する調書

年 月 日 作成

申請者 氏名 \_\_\_\_\_

土地の所在及び地番	権利の種別	権利者住所・氏名
		住所 氏名

（注）権利の種別の欄には、所有権、借地権、地上権、地役権、抵当権等を記入してください。

様式第3号（第6条関係）

## 権利者の承諾書

年 月 日

申請者

様

私が権利を有する下記の私道敷地について、整備工事（ 工事）が施行されることを承諾します。

また、当該私道が今後とも一般交通の用に供されることについても異議ありません。

敷地の所在及び地番

権利の種別

権利者の住所

権利者の氏名

権利者の連絡先

（注）権利の種別の欄には、所有権、借地権、地上権、地役権、抵当権等を記入してください。

（注）権利者の氏名の欄は、必ず権利者が自署してください。自署によらない場合は、押印してください。

（注）必要に応じて、大津市が権利者に電話により連絡をする場合があります。

様式第4号（第6条関係）

## 誓 約 書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

私道整備工事補助金の交付決定を受けたときは、大津市私道整備工事補助金交付要綱及び当該補助金の交付の条件を遵守するとともに、当該工事の施行について、利害関係者からの異議申立てその他紛争が生じたときは当方において処理し、貴市に対しては一切御迷惑をかけません。

様式第5号（第7条関係）

大津市私道整備工事補助金交付決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市私道整備工事補助金の交付について、次のとおり決定したので、大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	
補助事業の目的 及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
工事施行場所	大津市
交付決定金額	円
交 付 条 件	

（注）補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第6号（第7条関係）

大津市私道整備工事補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市私道整備工事補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の目的 及び内容	交付申請書記載のとおり
工事施行場所	大津市
交付申請金額	円
交付しないこと と決定した理由	

様式第7号（第8条関係）

大津市私道整備工事変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市私道整備工事補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
工事施行場所	大津市
補助事業の変更の内容	
変更する理由	
変更の年月日	年 月 日
添付書類	

様式第8号（第8条関係）

大津市私道整備工事変更承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市私道整備工事補助事業の変更について、次のとおり承認したので、大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
工事施行場所	大津市
変更した承認内容	
承認年月日	年 月 日

様式第9号（第9条関係）

大津市私道整備工事完了届

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市私道整備工事補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
工事施行場所	大津市
着手年月日及び工事完了日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交付決定金額	円

様式第9号の2（第9条関係）

支払完了報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

下記私道整備工事にかかる工事費の支払が完了しましたので、報告します。

記

- 1 工事施工場所
- 2 工事種別 私道整備工事（ 工事）
- 3 工事請負人
- 4 工事費  
（事業費）
- 5 添付書類 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し

様式第10号（第11条関係）

大津市私道整備工事補助金交付確定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市私道整備工事補助事業について、次のとおり大津市私道整備工事補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
工事施行場所	大津市
交付決定金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交付確定金額	円

様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)

大津市私道整備工事補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった大津私道  
整備工事補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり  
請求します。

補 助 年 度	年 度		
補助事業の名称			
工事施行場所	大津市		
交付確定金額	円		
交付請求金額	円		
振 込 先	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協	支店
	口 座 番 号	普通	・ 当座
	口 座 名 義		
添 付 書 類			

様式第12号（第13条関係）

大津市私道整備工事補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市私道整備工事補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
工事施行場所	大津市
交付決定（確定）金額	
取消金額	円
取消後の交付決定（確定）金額	円
取消しをした理由	

様式第13号（第14条関係）

大津市私道整備工事補助金返還通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市私道整備工事補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
工 事 施 行 場 所	大津市
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。